

一般社団法人日本展示会協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本展示会協会と称し、英文では JAPAN EXHIBITION ASSOCIATION と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、展示会・見本市開催技術を研究開発し、教育研修及び内外の展示会・見本市産業との交流を行って、わが国の展示会・見本市産業の質と地位の向上を図り、わが国の産業、貿易及び経済の拡大発展に貢献し、より豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

- 2 当法人は、前項の目的に資するために、次の事業を行う。
 - (1) 展示会・見本市産業に関する内外情報の収集及び提供
 - (2) 展示会・見本市産業に関する調査、研究
 - (3) 展示会・見本市産業に関する人材の育成
 - (4) 展示会・見本市産業に関する広報、宣伝
 - (5) 展示会・見本市産業に関する国際間の交流
 - (6) 展示会・見本市開催環境の整備、改善
 - (7) 官公庁に対する意見の具申または答申
 - (8) 関係諸団体との連絡、協調
 - (9) 会員相互の親睦の促進
 - (10) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 学識経験者又は展示会関係者等で理事会において推薦された個人又は団体

(正会員の資格及び入会)

第6条 当法人の正会員となる資格を有する者は、展示会・見本市を主催する個人又は団体、展示会事業に協力しようとする個人又は団体及び展示会施設の賃貸を主業務とする個人又は団体とする。

- 2 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認があったときに正会員となる。

(正会員の届出等)

第7条 正会員は、団体であるときは、会員としての権利を行使する代表者を1人定め、入会時に届け出なければならない。

- 2 正会員は、その代理人となる者を1人定め、入会時に届け出なければならない。
- 3 正会員は、前2項の代表者又は代理人となる者を変更する場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。
- 4 正会員は、入会后、当法人の理事会の承認を得て当法人が別に定める委員会・ワーキンググループ（以

下「WG」という。)に所属する権利を有する。

(正会員の経費等の負担)

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会（以下「総会」という。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、一般法人法第49条第2項第1号に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名する場合には、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条第1項に定める資格に該当しなくなったとき、又は5年以上の長期にわたり活動を休止したとき。
- (2) 会費の納入を1年間怠ったとき。
- (3) 破産したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の名称などを記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第14条 当法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会長は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会の日から2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

- 第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において副会長及び専務理事の中から議長を選出する。

(議決権)

- 第19条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

- 第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

- 第21条 総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

- 第22条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第20条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議事録には、議長及び出席した社員のうち当該総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

- 第24条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事 4名以上 19名以内
 - 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、当該代表理事を会長とする。

- 3 理事のうち、若干名を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

- 第25条 役員は、総会の決議により正会員（正会員が団体であるときは、第7条第1項の代表者）の中から選定する。
- 2 総会が招集されるまでの間において、理事又は監事が欠けたことにより、補欠の理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、理事会の決議により理事候補者又は監事候補者を選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得ることにより、理事候補者又は監事候補者は理事又は監事となる。
 - 3 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

- 第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
 - 3 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
 - 5 役員が所属する団体が当法人の会員たる資格を喪失した場合、その役員は辞任する。
 - 6 役員が辞任する場合、辞任届を提出しなければならない。

(解任)

- 第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第30条 役員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員損害賠償責任の免除)

- 第32条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償

責任を、法令に規程する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(名誉会長及び顧問等)

- 第33条 当法人に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長は、当法人の会長経験者の中から選定し、会長が委嘱する。顧問は、学識経験者の中から選定し、会長が委嘱する。また相談役は、展示会業界における卓越した職務経験者の中から選定し、会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の要請に基づき、理事会等に出席し意見を述べるることができる。
 - 4 第28条第1項の規定は、名誉会長、顧問及び相談役について準用する。

第5章 理事会

(構成)

- 第34条 当法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第32条の責任の免除

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年3か月を超える間隔で3回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事

会の日1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 5 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 委員会・WG

(委員会・WG)

- 第43条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会・WGを設置することができる。
- 2 委員会・WGは、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
 - 3 委員会・WGに所属する者をそれぞれ委員・メンバーとする。
 - 4 委員・メンバーは、会長が理事会及び本人の同意を得て任命する。
 - 5 第23条第1項の規定は、委員会・WGについて準用する。
 - 6 第28条第1項の規定は、委員・メンバーについて準用する。

第7章 事務局

(事務局)

- 第44条 当法人は、事務局を置く。
- 2 会長は、事務処理のうち会員の機密を伴わないものについて、理事会の議決を得て外部に委託することができる。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 当法人は、総会の決議(一般法人法第49条第2項第4号)によって定款を変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、総会の決議（一般法人法第49条第2項第6号）その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(資産の構成)

第49条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第50条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第51条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第53条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第54条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 附則

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、平成25年10月7日から施行する。

この変更定款は、平成27年1月27日から施行する。

この変更定款は、平成27年5月26日から施行する。

この変更定款は、令和元年5月28日から施行する。

この変更定款は、令和3年6月4日から施行する。